

判定士だより KANAGAWA

VOL-12 2005

判定士の皆さんには、大地震発生直後に災害対策本部の要請を受け、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るための応急危険度判定活動を行うという大変重要な役割をお願いしています。

目次	◆ 特集1 新潟県中越地震における判定活動記録	・・・ 1
	◆ 特集2 平成16年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	・・・ 4
	◆ Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 6
	◆ 協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・ 8
	◆ インフォメーション・協議会ホームページのご案内	・・・ 10

特集1 新潟県中越地震における判定活動記録

平成16年10月23日に発生した「新潟県中越地震」による被災建築物についての「応急危険度判定」が、新潟県を判定支援本部として、地震発生の翌日、平成16年10月24日から平成16年11月10日までの18日間にわたり実施され、延べ3,821名の判定士により36,143棟の判定調査を行ないました。

国からの支援要請を受け、神奈川県からは県下18市町から延べ265名の行政職員が10月28日から11月4日までの計8日間、応急危険度判定調査に参加しました。「特集1」では、特に神奈川県の判定活動についてご報告します。



地震の概要

- 平成16年10月23日17時56分発生
- マグニチュード 6.8 震度7（川口町付近）
- 住宅の被害状況（12月21日時点）
 - ・全壊：約2,800棟・大規模半壊：約1,500棟
 - ・半壊：約8,700棟・一部損壊：約86,800棟

神奈川県の支援の状況

- (1) 派遣期間 〔第1次〕平成16年10月26日（火）～ 10月28日（木）
 〔第2次〕平成16年10月29日（金）～ 11月4日（木）

- (2) 派遣判定士数（コーディネーターを含む、日にちごとの累計を示す）

神奈川県	33名	藤沢市	20名	平塚市	12名	大和市	14名	綾瀬市	8名
横浜市	24名	相模原市	12名	小田原市	12名	伊勢原市	8名	葉山町	6名
川崎市	24名	鎌倉市	20名	秦野市	14名	海老名市	8名		
横須賀市	14名	厚木市	14名	茅ヶ崎市	14名	座間市	8名	合計	265名

- (3) 判定結果の概要

〔構造別〕	調査済	要注意	危険	計
（単位：棟）				
木造	1,245 (58%)	700 (33%)	189 (9%)	2,134
鉄骨造	140 (76%)	32 (17%)	12 (7%)	184
RC・CB造	17 (71%)	6 (25%)	1 (4%)	24
計	1,402 (60%)	738 (31%)	202 (9%)	2,342

〔実施市町村別〕

調査日	調査区域	調査人数	調査・判定棟数（棟）			
			調査済	要注意	危険	計
10.28（木）	小千谷市	12名	100（57%）	46（26%）	30（17%）	176
10.29（金）	長岡市	30名	56（50%）	49（44%）	7（6%）	112
10.30（土）	十日町市	20名	106（51%）	88（42%）	15（7%）	209
	小国町	18名	16（18%）	52（58%）	22（24%）	90
10.31（日）	旧堀之内町	12名	107（59%）	52（28%）	23（13%）	182
	旧守門村	15名	117（74%）	39（25%）	2（1%）	158
11.1（月）	小国町	26名	266（70%）	94（25%）	21（5%）	381
11.2（火）	小国町	44名	212（62%）	101（29%）	32（9%）	345
11.3（水）	小国町	44名	226（61%）	115（31%）	28（8%）	369
11.4（木）	小国町	44名	196（61%）	102（32%）	22（7%）	320
合計	3市2町1村	265名	1,402（60%）	738（31%）	202（9%）	2,342

(4) 調査区域の被災状況や判定上の所見

〔小千谷市〕 調査地は、急傾斜地崩壊危険区域を含むがけ地に沿った住宅街で、高基礎式住宅が多く瓦屋根は少ない。建物自体は概ね健全だったが玉石・練積み擁壁の崩壊している箇所が多く「危険」、「要注意」と判定するケースが多かった。調査地への移動中には、擁壁崩壊による道路の寸断や陥没も目立ち、古い建物や土蔵の損壊がひどかった。余震のため再調査したところもあるとのことであった。

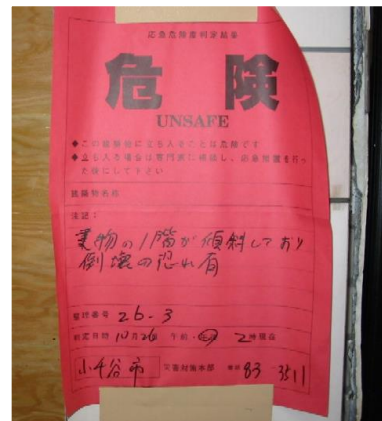
〔長岡市〕 調査地は昭和40年代初めの開発地で新・旧住宅が混在している。街区道路、マンホールの陥没が目立つが、建物自体の被害は少ない。市災害対策本部から全棟内部調査を実施する指示があり、留守で内部調査できない場合は、外観調査の判定標識に内部調査未済を表す白紙を添付した。

〔十日町市〕 調査地は、商店街裏の住宅街で、地震による倒壊はなかったが、古い建物が多く土壁に被害が多く出ていた。外壁にも損傷が見受けられたため、内部土壁の雨等による水被害の危険性を説明して歩いた。商店街では、路面の陥没及び上下階のアンバランスな建物に傾斜が見られた。

〔小国町〕 調査地は、農村の水田地帯に点在する小集落で、築40～50年の老朽化住宅が多く殆どが東石基礎であった。豪雪地帯のため建物自体が頑丈で、地震による被害は少なめであったが、谷戸地の傾斜地を埋め立てた宅地が多く、擁壁や法面が崩れ、地すべり、地割れが発生しており、建物自体より宅地の危険性を考慮して判定する必要がある。

〔旧堀之内町〕 調査地は、国・県道にほど近い平坦な集落で、比較的新しい家も多く見られた。豪雪地帯のため各家に必ず車庫や作業場があり、これらが避難場所に利用されるため、全棟調査が依頼された。被害状況は瓦屋根の落下や外・内壁の被害が目立ったが、倒壊などの大被害はなかった。高基礎式住宅やカマボコ屋根の車庫などは被害がなかったが、判定方法が独特で戸惑った。

〔旧守門村〕 調査地は、山間の小集落で、役場からの移動に自動車が必要な場所であった。比較的建物は新しく、高基礎式住宅やカマボコ屋根の車庫などに被害は殆どなかったが、古い物置が斜面地の上に建っているケースがあり、冬期へ向けて、積雪などの被害により、下の幹線道路に被害を及ぼす危険性を考慮して判定を行った。



応 急危険度判定の全体概要

(1) 実施期間 平成16年10月24日（日）～ 11月10日（水）

(2) 実施市町村数 20市町村（旧市町村数）

(3) 判定結果

調査済	要注意	危険	計
19,778（55%）	11,122（31%）	5,243（14%）	36,143

(4) 支援都県（本県以外の関東地方整備局管内都県分、延べ人数を示す）

茨城県	251名	栃木県	280名	群馬県	110名	埼玉県	130名
千葉県	190名	東京都	150名	山梨県	98名	長野県	154名

判定活動の状況



状況の聞き取り・判定内容の説明



建物の傾斜の測定



判定標識にコメントを記入し、対象建物に貼り付け

被災状況



完全に倒壊した木造建築物



1階部分が倒壊した木造建築物



大きく傾斜した木造建築物



基礎の被害



RC造建築物の被害



間知石積擁壁の被害



陥没した道路



隆起したマンホール



被害を受けなかった高基礎式住宅

特集2 平成16年度 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練

神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

本年度は平成16年9月9日・10日と2日間にわたり大和市内の木造家屋が被災したとの想定で模擬訓練を実施いたしました。民間判定士を対象とした訓練は10日に行われ、49名の判定士が、また県および市町村職員による判定コーディネーター77名が参加しました。「特集2」では、この訓練の様子を判定の流れに沿って紹介します。なお、9日は行政職員を対象として訓練を行いました。

判定訓練

1 判定士の支援要請伝達訓練

訓練前日、大和市から神奈川県に判定士派遣要請がなされ、県から各自治体に連絡がありました。各自治体は、地元の判定士に参集場所、時間等を連絡し、派遣判定士やコーディネーターの人数を防災行政無線電話にて県に報告しました。

3 受付

受付で判定士の皆さんの認定証の提示や健康状態を確認します。

また、判定手帳と腕章の携帯の確認をします。



2 集合

参集場所は、大和市勤労福祉会館です。



4 判定作業事前説明

コーディネーターが判定調査にあたり、調査方法や注意事項を説明しているところです。判定作業をビデオで予習！



6 判定作業

判定訓練は、大和市鶯鶴間台住宅を供試体として、訓練当日参集した判定士が2人一組になって、2棟の住宅の判定を行いました。判定は、木造建築物の応急危険度判定調査表に添って行います。

5 資機材を受け取り、いざ出発！

判定士の皆さんは2人一組になって、調査に必要な機材を受け取り、徒歩で判定現場に向かいます。

① 判定現場に到着



- ② 建物概要の把握（用途、構造、階数、1階の寸法などを確認）
- ③ 隣接建物、周囲の地盤の状況把握
- ④ 外観からの被害状況把握
- ⑤ 落下危険物被害把握（瓦、窓ガラス、外装材など）
- ⑥ 下げ振りにより1階の傾斜測定



⑦ 総合判定、コメントを記入

⑧ 判定標識にコメントを記入



⑨ 判定標識貼り付け



⑩ 参集場所に戻り、資機材を返し、判定結果表を提出

7 判定例の事後説明、講評

コーディネーターがあらかじめ作った判定例について各項目と総合判定、コメントの説明が行われました。



8 終了、解散

訓練に参加された判定士の皆さんご苦労様でした。

判定結果の集計

◆ 判定結果集計表（9月10日 民間判定士—25組）

建築物名称	建物①			建物②		
想定判定結果	危険（赤）			調査済（緑）		
調査時の着目点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階の傾斜が1/20超 ・ 基礎、外装材、窓ガラスの被害 ・ 腐食、蟻害による一部欠損 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階の傾斜が1/20以下 ・ 構造躯体の不同沈下は軽微 		
訓練判定結果 (判定標識)	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）
	0組	1組	2 4組	1 4組	9組	2組
判定士が貼付した標識の主なコメント（要約）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観の調査のみ実施。 ・ 傾斜が著しく倒壊の恐れあり。 ・ 瓦、窓ガラス、外壁等の落下の恐れあり。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観調査実施。（内観調査も実施。） ・ 窓ガラス、雨樋の落下、注意。 ・ 内装材の落下、注意。 		

訓練参加者の感想等

- 被災した建物のビデオを見て、卓上で判定する訓練方法もあると思う。
- 地域で定期的に行う必要性を感じた。ワークショップでグループ毎に発表しあうのも良い。
- 短時間で調査し、適切に評価するには訓練を繰り返すことが有効だと思う。
- 直接、現場指導してもらったほうが理解しやすいのではないかな。
- 木造2階・3階やRC造など、いろいろなパターンの訓練も実施してほしい。
- 実地訓練は有意義だとは思いますが、やや時間が短い気がする。
- 調査の目的からして、多少きびしめに判定せざるを得ない。
- 建物の傾斜を測る位置で総合判定が変わってくる。
- 部位別、項目別の判定事例集のようなものがあれば、日常の訓練に活用できる。

総評

- 「建物①」の想定判定結果は「危険（赤）」であり、概ね判定結果に違いはありませんでした。また、「建物②」は「調査済み（緑）」を想定していましたが、判定結果にばらつきがあり、特に「要注意（黄）」と迷った方が多く見受けられました。
- 調査項目としては、腐食・蟻害の有無と落下物の判定で見解が分かれたようです。訓練参加者からは、建物の老朽化の程度は判定が難しいとの意見が多くありました。なお、雨樋の落下については、軽微なもので危険性はないという考えから、判定では無視しますが、コメントにより注意を促すなどの方法が有効です。
- 判定する上で迷ったときは、応急危険度判定制度の目的を思い出すことが大切です。震災後の余震による建物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を確保するという目的を達成するためには、どのように判断するか？自ずと答えが見つかると思います。また、判定標識のコメント欄はとても重要ですので、危険箇所を的確に指摘し、明確に注意事項を伝えましょう。
- 訓練に参加された判定士の皆さん、本当にご苦労様でした。



Q&A 講習会での質問等に対する回答

平成16年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問のうち、複数の質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中（ ）内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

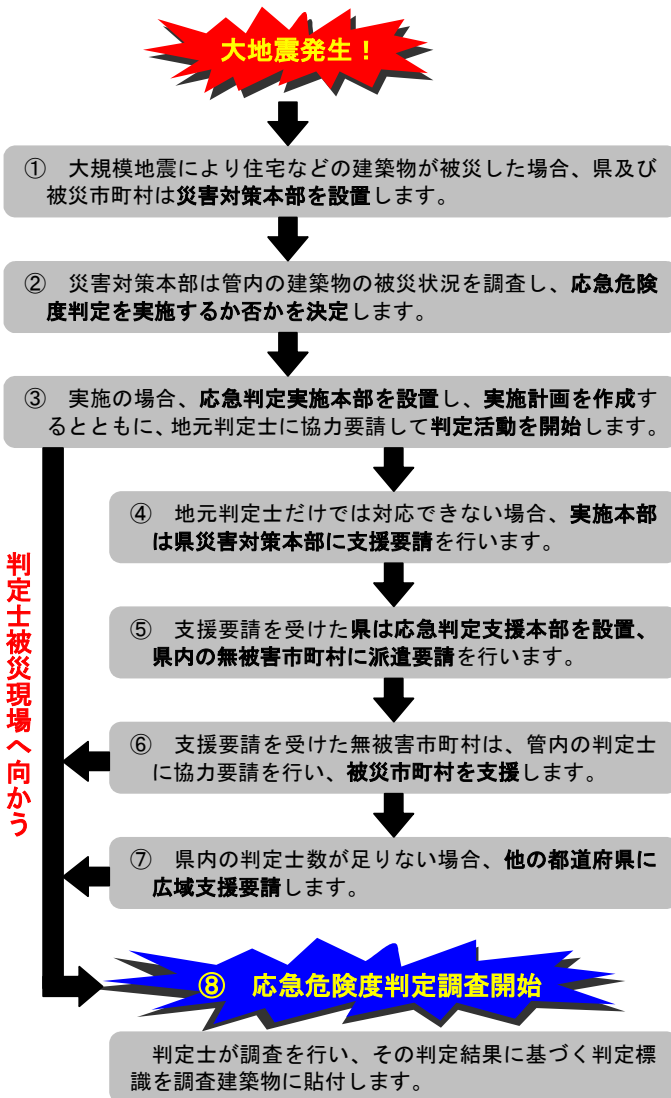


制度編（講習会、訓練、補償等）

Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A-1 「応急危険度判定」は地震発生の1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

◇ 判定の流れ



Q-2 模擬訓練に参加したいが、どのようにしたら良いのか。

A-2 協議会事務局または、市町村担当課に問い合わせてください。担当窓口一覧は手帳P72～74（P90～92）を参照してください。また、協議会ではより多くの判定士の皆さんに訓練への参加や迅速な情報提供ができるよう検討していきます。

Q-3 判定士が判定調査中、負傷した場合補償はあるのか。

A-3 協議会では、判定士の方の万一の事故に備えて保険に加入しています。補償の範囲・内容については、手帳P8（P9）を参照してください。

Q-4 応急危険度判定手帳をなくした場合はどうすればよいのか。

A-4 (財)神奈川県建築安全協会にご連絡をお願いします。再発行の手続きが必要です。

Q-5 県外に引越した場合はどうすればよいのか。

A-5 転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

Q-6 認定の有効期限が切れてかなり時間が経っているが、更新はできるのか。

A-6 基本的に自動更新ですので、新しい認定証が届いていないということは、住所などの変更手続きをされていない可能性があります。(財)神奈川県建築安全協会にご連絡いただき、更新手続きをお願いします。

No.	Q 質 問	A 回 答
1	1 敷地内に複数棟の建築物がある場合、敷地全体でみるのか、棟別でみるのか。	棟別で判定ステッカーを掲示するのがベストだが、母屋の判定ステッカーのコメント欄に物置に対する注意事項を記入し、周知する方法もあります。 地域性が影響してきますので、判定先の市町村の応急判定実施本部の指示に従ってください。
2	調査表1で一目して危険と判定したら、調査2、3はやらなくても良いのか。	調査表1で一目して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了してください。
3	ハウスメーカー（軽量鉄骨造）は、どれでチェックするのか。	S造の調査票を使用し、構造形式をプレハブでチェックしてください。
4	判定時に危険なものがある場合、それを取り除いて良いのか。	判定士の方の安全が第一ですので、危険個所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。
5	判定調査時に、デジタルカメラ等を撮り、再度検討するなり多くの情報を蓄積する必要があるのではないのか。	被災地の住民はかなりのショックを受けているので、カメラ等の使用は避け判定調査を優先してください。特別に使用する場合は居住者の承諾を得てください。
6	外観目視の調査方法で良いのか。特にS造の柱、梁や部材の損傷状況は内部調査を必要とするのではないのか。	応急危険度判定の調査は、原則として建築物の外部から簡単な計測資機材等を使用し、目視により行います。判定調査は、短時間に多くの建築物を応急的に判定し、その結果を居住者に提供することにあります。 S造など部材の判定が、仕上げ材料やサッシ等で隠れて困難な場合があります。その場合は、仕上げ材等の損傷状況で、地震時に受けた力の大きさがある程度判断ができるのではないかと考えられます。
7	Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要があるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。	居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。
8	調査項目の1、2、3の調査順番を、「1→3→2」としている理由は何か。	事前に落下危険物を調査することにより、調査中の判定士の安全を確保するためです。
9	調査2、及び調査3の大きい方で危険度判定をすることになっているが、調査3の看板、機器類でCランクになった場合、その建物を総合判定で危険とするのは現実的ではないように感じるが、どうか。	応急危険度判定は二次災害を防ぐことを目的としているため、落下危険物が見られる場合、建築物に損傷がなくても危険と判定してください。
10	『罹災証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。	「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災証明』とはまったく関係ありません。」と回答してください。

(注) 応急危険度判定手帳のウラ表紙に、透明ポケットが付いていない手帳をお持ちの判定士の方には、変更届や認定辞退届用紙が添付されていません。各届出用紙が必要な場合は、(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-3599、FAX 045-201-2281）までご連絡ください。

県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成16年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

■ 相模原市総合防災訓練

実施日：平成16年8月29日（日）

場所：相模原市弥栄3丁目 淵野辺公園

訓練内容：民間の応急危険度判定士21名が参集し、受付、判定備品引き渡し後、仮設棟の建築パネルを被災建築物と想定し判定調査を行いました。（コーディネーター：市職員7名）



■ 横浜市総合防災訓練（第25回八都県市合同防災訓練）

実施日：平成16年9月1日（水）

場所：横浜市中区南本牧3番 南本牧ふ頭

訓練内容：民間の応急危険度判定士10名が被災建築物10棟を判定し、実施本部長である建築局長に報告しました。その状況を防災訓練参加者に対して応急危険度判定業務をPRしました。（コーディネーター：市職員5名）



■ 湯河原町総合防災訓練

実施日：平成16年9月5日（日）

場所：湯河原町中央2-21-1 湯河原中学校

訓練内容：民間の応急危険度判定士2名により避難収容施設（体育館）の判定を行いました。



■ 海老名市応急危険度判定士参集・模擬訓練

実施日：平成16年10月31日（日）

場所：海老名市雨谷原 市営柏ヶ谷住宅

訓練内容：解体撤去予定の市営木造住宅2棟を応急危険度判定対象建物とし、市職員によるデモンストレーションの後、民間判定士29名と行政判定士4名が2人1組となり計16班で判定調査を行いました。



☐ コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を迅速に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」がありますが、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方のサポート役を務めます。

協議会では、この「コーディネーター」の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

今年度は、より多くの行政職員に参加してもらうため、県内を3地域に分割し、次のように実施しました。

- ① 平成16年10月8日（金）：県小田原合同庁舎（県西部地域を対象 61名出席）
- ② 平成17年1月13日（木）：神奈川県自治会館（県東部地域を対象 46名出席）
- ③ 平成17年1月21日（金）：厚木市ヤングコミュニティセンター（県北部、県央地域を対象 34名出席）



応 急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。本年度も「新規登録者向け」として5回、「更新者向け」として2回の計7回開催し、新規受講者611名、更新等再受講者413名、合計1,024名の方が受講しました。

平成17年度も同様に計7回の講習会の開催を予定しています。

日程等は協議会ホームページ等でご案内します。ぜひご参加ください。

更 新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

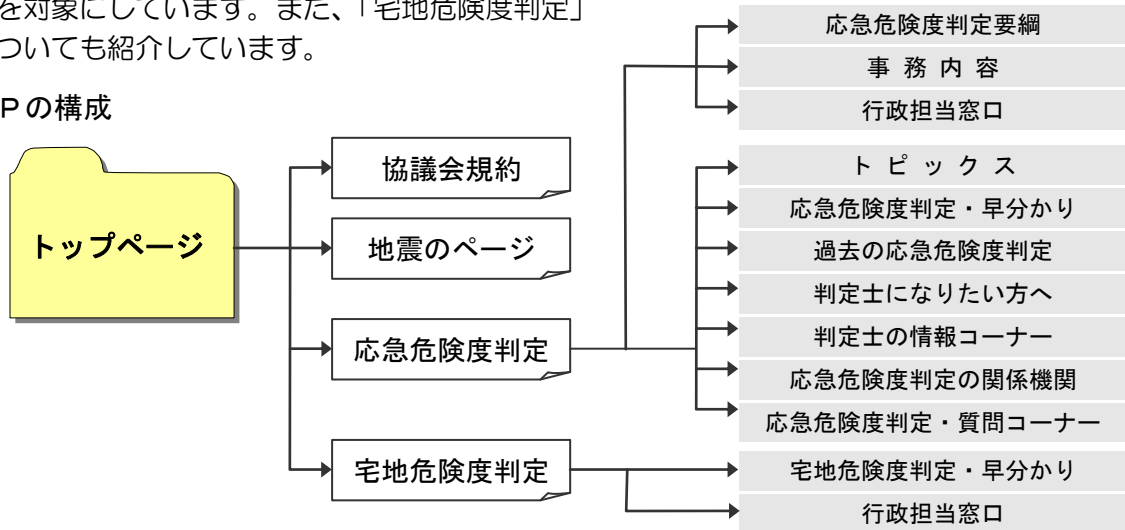
認定の有効期限が到来した判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-3599）にご連絡をお願いします。なお、様式等は協議会のホームページからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する情報の公開と判定士の方とのコミュニケーションを目的にホームページ（HP）を開設しています。このHPは、「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々を対象にしています。また、「宅地危険度判定」制度についても紹介しています。

■HPの構成



E メールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしています。判定士の方に直接情報提供を行っていくとともに、災害時の協力要請の一つの手段として活用していく予定です。登録の方法については、HPをご覧ください。

居住地・勤務地等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、神奈川県内在住または在勤という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

■ 転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますし、この「判定士だより」もお手元に届かなくなることもなりますので、「変更届」の提出をお願いします。

■ 県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

判定士だより VOL-12 2005

◆発行日：平成17年3月20日

◆発行：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
（事務局）神奈川県県土整備部建築指導課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-1111（内線6257, 6258）

◆作成・編集：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会
財団法人 神奈川県建築安全協会
TEL 045-212-3599

編集後記

昨年は度重なる台風の上陸や集中豪雨といった異常気象に続き、中越地震、年末にはスマトラ地震による大津波と、実に災害の多い一年でした。また、今年になってからも関東地方をはじめ全国各地で中規模の地震が観測されるなど、地震に対する危機感や緊張感が非常に高まってきていると感じます。

決して災害の発生を望むわけではありませんが、震後対策推進協議会では、この危機感や緊張感が風化しないよう模擬訓練をはじめ判定士連絡網の再整備など、いざという時に判定士の皆さんに円滑に判定活動がお願いできるよう、体制整備に努めていきたいと考えています。

16年度末には約11,000人の判定士登録が予定されていますが、実際に判定活動を行う場合は、より多くの判定士の方のご理解とご協力が必要となりますので、今後ともよろしく願いいたします。
（広報分科会主査市：大和市）